

総務委員会議案説明資料

令和元年 12月20日

件名	頁
1 第143号議案 足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(総務部)

第 1 4 3 号 議 案 説 明 資 料

令和元年 1 2 月 2 0 日

件 名	足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例																
所管部課名	総務部 総務課																
内 容	<p>令和元年 1 2 月 1 1 日に開催された足立区特別職議員報酬等審議会の答申に基づき、足立区議会議員の議員報酬月額及び期末手当の支給月数を改正する。</p> <p>1 議員報酬の改定（第 2 条） 報酬月額の引き下げ 6 1 万 9, 0 0 0 円 → 6 1 万 5, 0 0 0 円 (- 0. 5 8 %)</p> <p>2 期末手当の改定（第 8 条第 2 項関係） 支給月数の引き上げ 3. 6 5 月 → 3. 8 0 月 (+ 0. 1 5 月)</p> <p>(1) 令和元年度 3 月に支給する期末手当 0. 2 5 月 → 0. 4 0 月</p> <p>(2) 令和 2 年度以降 6 月に支給する期末手当 1. 6 5 月 → 1. 7 5 月 1 2 月に支給する期末手当 1. 7 5 月 → 1. 8 0 月</p> <p>< 参考 ></p> <table border="1" data-bbox="472 1245 1442 1476"> <thead> <tr> <th></th> <th>3 月</th> <th>6 月</th> <th>1 2 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現行</td> <td>0. 2 5 月</td> <td>1. 6 5 月</td> <td>1. 7 5 月</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td><u>0. 4 0 月</u></td> <td>1. 6 5 月</td> <td>1. 7 5 月</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度以降</td> <td>0. 2 5 月</td> <td><u>1. 7 5 月</u></td> <td><u>1. 8 0 月</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行年月日 (1) 報酬月額及び令和元年度に支給する期末手当の改定…令和 2 年 1 月 1 日 (2) 令和 2 年度以降に支給する期末手当の改定…令和 2 年 4 月 1 日</p> <p>4 新旧対照表 別紙のとおり</p>		3 月	6 月	1 2 月	現行	0. 2 5 月	1. 6 5 月	1. 7 5 月	令和元年度	<u>0. 4 0 月</u>	1. 6 5 月	1. 7 5 月	令和 2 年度以降	0. 2 5 月	<u>1. 7 5 月</u>	<u>1. 8 0 月</u>
	3 月	6 月	1 2 月														
現行	0. 2 5 月	1. 6 5 月	1. 7 5 月														
令和元年度	<u>0. 4 0 月</u>	1. 6 5 月	1. 7 5 月														
令和 2 年度以降	0. 2 5 月	<u>1. 7 5 月</u>	<u>1. 8 0 月</u>														
今後の方針																	

改正前	第1条による改正後																												
<p>第1条～第7条（省略） （期末手当） 第8条（省略） 2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においてはは100分の25、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3～4（省略）</p>	<p>第1条～第7条（省略） （期末手当） 第8条（省略） 2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあっては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においてはは100分の40、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 3～4（省略）</p>																												
<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="174 938 1066 1310"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員</td> <td><u>61万9,000円</u></td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議員	<u>61万9,000円</u>	議長	省略	副議長	省略	委員長	省略	副委員長	省略	備考	省略	<p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1173 938 2065 1310"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員</td> <td><u>61万5,000円</u></td> </tr> <tr> <td>議長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>副議長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>委員長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>副委員長</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	議員報酬月額	議員	<u>61万5,000円</u>	議長	省略	副議長	省略	委員長	省略	副委員長	省略	備考	省略
職名	議員報酬月額																												
議員	<u>61万9,000円</u>																												
議長	省略																												
副議長	省略																												
委員長	省略																												
副委員長	省略																												
備考	省略																												
職名	議員報酬月額																												
議員	<u>61万5,000円</u>																												
議長	省略																												
副議長	省略																												
委員長	省略																												
副委員長	省略																												
備考	省略																												

足立区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前（第1条による改正後）	第2条による改正後
<p>第1条～第7条（省略） （期末手当）</p> <p>第8条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあつては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の40</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の165</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4（省略）</p> <p>別表（省略）</p>	<p>第1条～第7条（省略） （期末手当）</p> <p>第8条（省略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日（前項後段に規定する場合にあつては、離職又は死亡の日）現在におけるその者の議員報酬月額と当該議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合計額に、3月に支給する場合においては<u>100分の25</u>、6月に支給する場合においては<u>100分の175</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の180</u>を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3～4（省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則（令和 年 月 日条例第 号）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例中第1条の規定は令和2年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（省略）</p>